

三重県漁港建設協会 規約

(名 称)

第1条 この協会は、三重県漁港建設協会（以下、「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を津市桜橋2丁目177番地の2一般社団法人三重県建設業協会内に置く。

(目的)

第3条 本会は、漁港、漁場等の建設に携わる企業が協力して、三重県の漁港、漁場・漁場海岸等に関する建設工事の施工技術及び周辺海域の環境保全等に関する技術の習得・向上を図ると共に、関係諸団体と連携・協力して、漁港・漁場整備事業や海洋環境保全事業等の円滑な推進に取り組み、三重県の水産業の発展と漁業地域の活性化及び、防災・減災に寄与すること等で会員の経済的地位の向上を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 漁港等の建設工事の施工技術の習得・向上に関する調査・研修
- (2) 沿岸及び沖合における環境の保全に関する調査・研修
- (3) 会員間の情報交換並びに講演会等の開催
- (4) 関係官庁等に対する提案、陳情及びこれらとの協調体制の確立
- (5) 関係団体その他との連携
- (6) 地域社会との連携
- (7) その他この会の目的を達成するために必要な事項

(会員資格及び会員資格取得)

第5条 本会の会員は、漁港、漁村等の事業を業務項目とする建設業者で、三重県内に本社又は支店・営業所を有し、一般社団法人三重県建設業協会の会員であるもの。

- 2 本会の会員となろうとするものは、役員会の定めるところにより会長に申し込みをし、役員会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第6条 本会の会員となろうとするものは、役員会の定めるところにより会長に申し込みをし、役員会の承認を受けなければならない。

- 2 既に納めた入会金及び会費は返還しない。

(退 会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、所定の手続きを経て役員会に報告しなければならない。

(除 名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本規約その他の規程に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第4条に規定する会員としての資格を満たさなくなったとき。
- (2) 第6条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (3) 民事再生法及び会社更生法の手続きを開始したとき。
- (4) 第10条に規定する会員資格承継の要件を満たさないとき。

(資格の承継)

第10条 会員が代表者の名義変更を行う場合には、その代表者と前代表者との間に同一性があると認められ、役員会において承認したときに限り会員資格を承継するものとする。

2 会員が法人の場合は、発行済み株式総数の過半数を有する者の変更等、実質的経営権を有する者に変更があった場合には、その実質的経営権を有するものと前の実質的経営権を有していた者との間に同一性があると認められ、役員会において承認したときに限り会員資格を承継するものとする。

(役 員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名以内
- (3) 理 事 1 1 名以内 (会長・副会長を含む)
- (4) 監 事 2 名

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会において会員のうちから選任する。

2 会長及び副会長は、理事のうちから互選する。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代行する。
- 3 理事は、役員会を組織して、会務を執行する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(顧問及び相談役)

- 第14条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、役員会の推薦により会長が委嘱する。
 - 3 顧問及び相談役は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。
 - 4 顧問は、役員会等に出席するなどし本会を補佐する。

(事務局)

- 第15条 本会に事務局を置く。

(費用の負担)

- 第16条 本会の事務を処理するための費用の一部を、一般社団法人三重県建設業協会に支払う。
- 2 一般社団法人三重県建設業協会に支払う費用については、別途協議するものとする。

(会 議)

- 第17条 本会の会議は総会及び役員会とし、会長が召集する。
- 2 総会は通常総会及び臨時総会とする。
 - 3 役員会は会長、副会長・理事及び監事をもって構成する。
 - 4 会議は構成員の2分の1以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数によって決する。
 - 5 総会及び役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(経 費)

- 第18条 本会の経費は、入会金・会費・寄付金その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

- 第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

- 1 本規約によりがたい事項及び細部に関する事項については、役員会で定める。
- 2 本規約は、平成25年6月5日から施行する。
- 3 この規約の一部改正は平成29年6月6日、総会において承認、同日より施行。
- 4 この規約の一部改正は令和元年6月5日、総会において承認、同日より施行。
- 5 この規約の一部改正は令和2年6月4日、総会において承認、同日より施行。